

松戸市国民健康保険事業の概要

健康医療部国保年金課

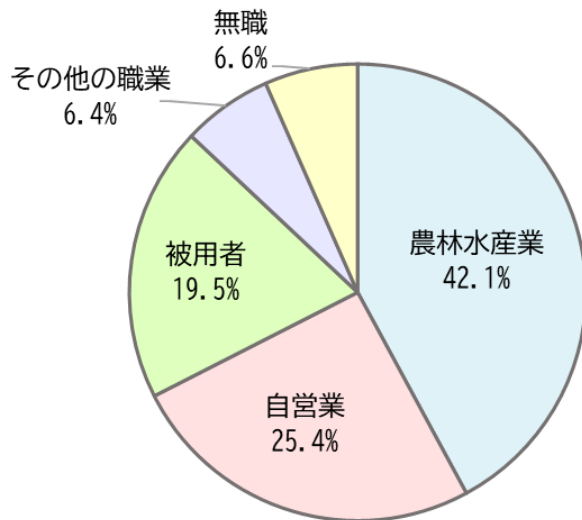
加入者の構成割合の変化

国民健康保険には農林水産業、自営業の方やパートやアルバイトをしていて職場の健康保険に加入していない方（被用者）、年金等で生活されている無職の方等が加入しています。

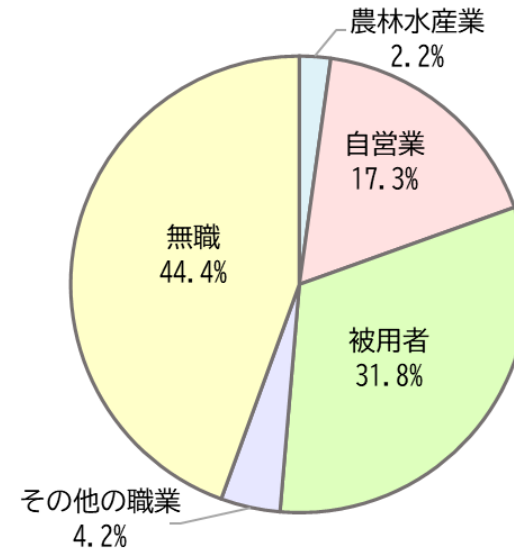
国民健康保険制度が開始されて間もない昭和40年頃は農林水産業、自営業が約7割を占めていましたが、近年では農林水産業、自営業は約2割、被用者は約3割、無職は4割と、構成割合が変化しています。



世帯主の職業別構成割合（昭和40年度）



世帯主の職業別構成割合（令和5年度）

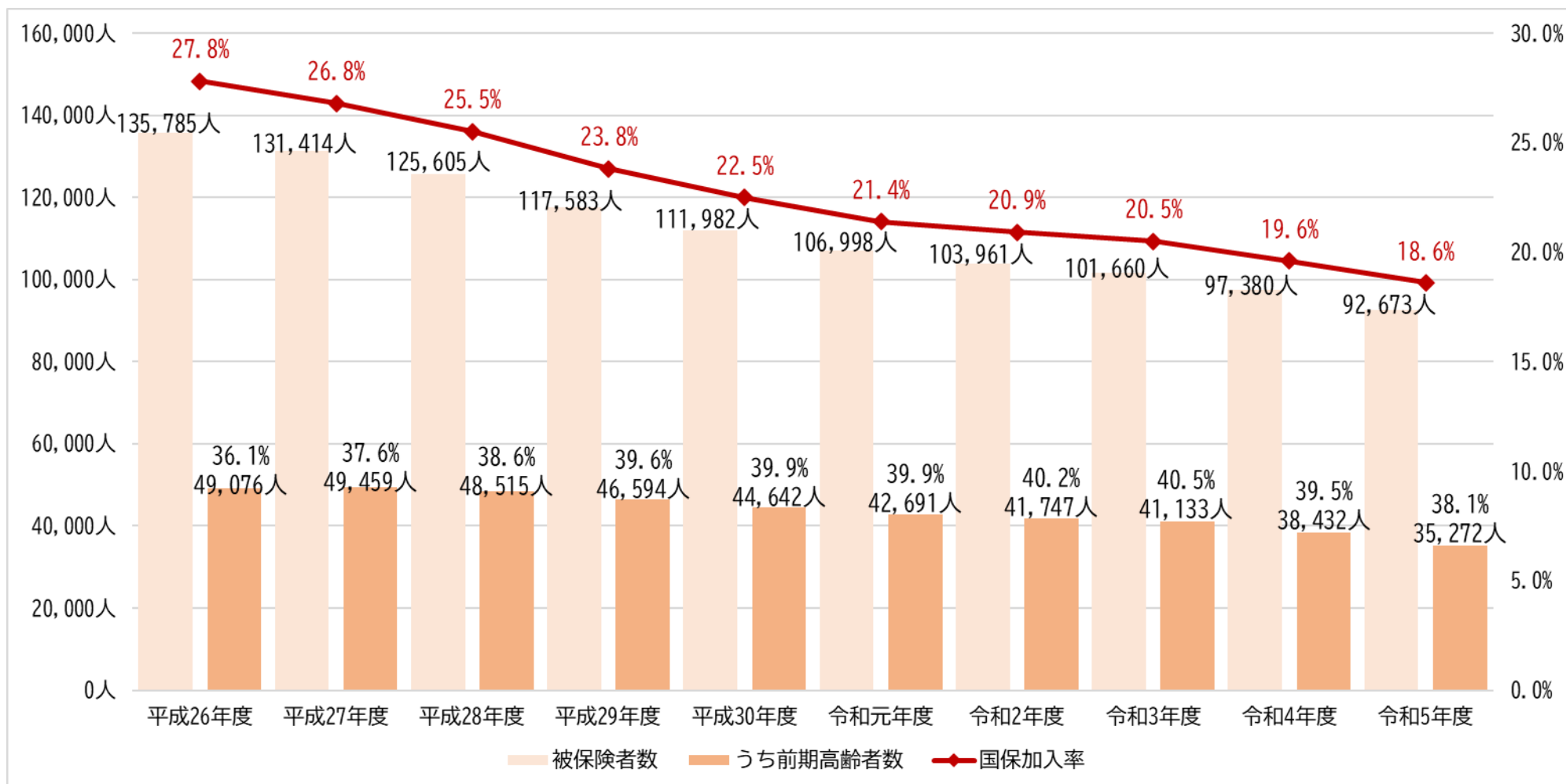


本市の国民健康保険の加入者数の推移

本市の加入者数（＝被保険者数）は年々減少しており、それに伴い加入率も減少し、令和5年度時点では、18.6%となっています。近年の被保険者数の減少要因としては、75歳到達による後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大等の影響が大きくなっています。

また、被保険者のうち前期高齢者（65歳～74歳）の割合は、令和3年度までは増加傾向がみられましたが、令和4年度以降は団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い減少傾向となっています。

被保険者数と加入率の推移



各保険者との比較

国民健康保険は、他保険（後期高齢者医療制度を除く）と比較すると平均年齢が54.2歳と高くなっており、65歳から74歳の加入者が44.6%を占め、高齢化が進行しています。そのため、一人当たり医療費も他保険の約2倍となっているのが現状です。

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	1	1,383	85
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人	3,944万人	2,820万人	982万人
加入者平均年齢 (令和4年度9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳
65歳～74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%
加入者一人当たり医療費 (令和4年度)	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円

表内数値は令和6年度全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料より引用

県と市の役割

平成２９年度までは、市町村単位で運営していましたが、平成３０年度からは都道府県単位となり、都道府県と市町村が共に保険者として、それぞれの役割を担い運営しています。

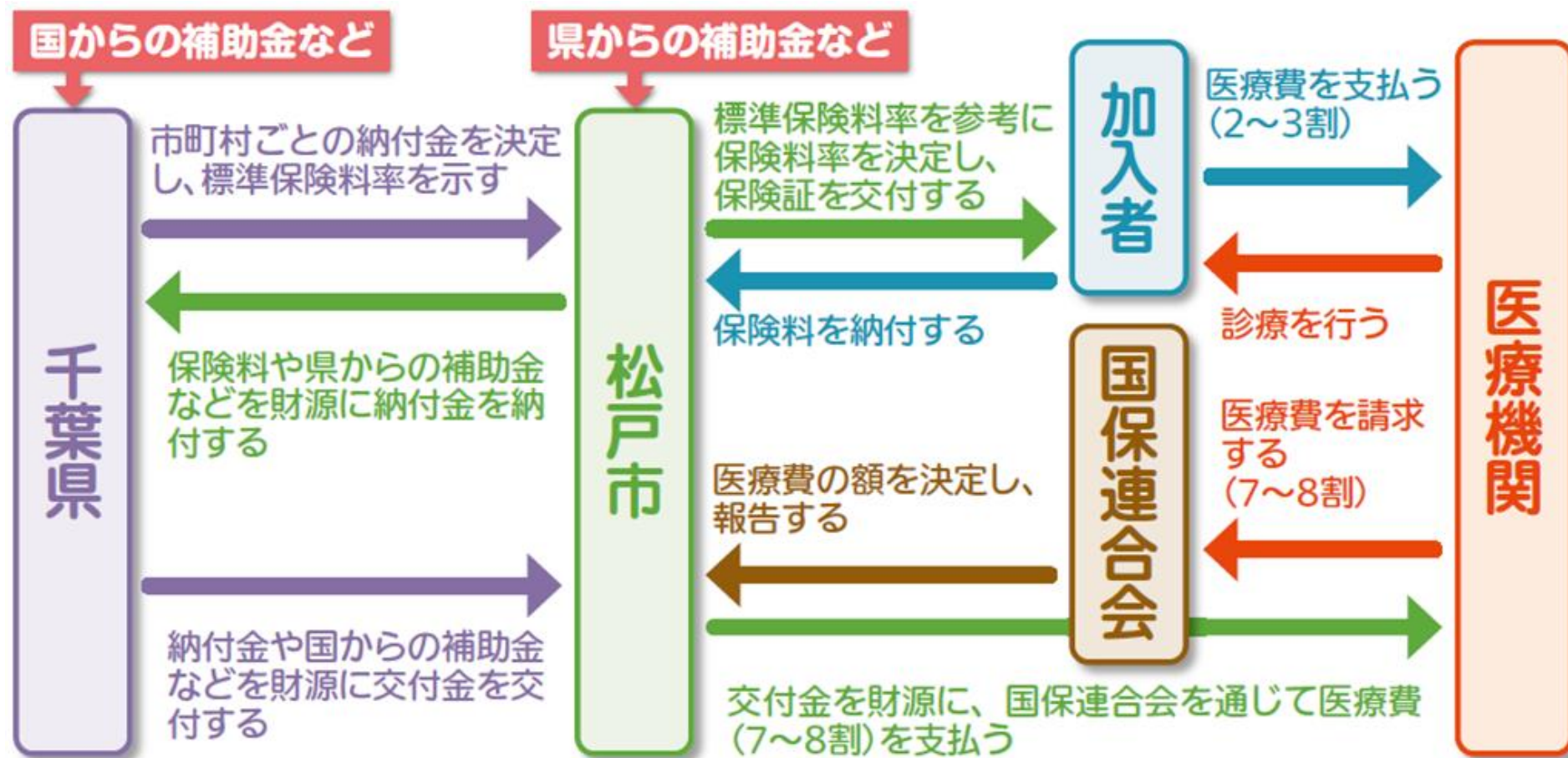
運営の在り方

- ・ 都道府県は市町村とともに国保の運営を担う
- ・ 都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させる
- ・ 都道府県は統一的な運営方針を示し、市町村の業務効率化、標準化、広域化を推進する

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
1 財政運営	<u>責任主体</u> 市町村ごとの国保事業費納付金を決定	国保事業費納付金を都道府県に納付
2 資格管理	国保運営方針に基づく、事務の効率化、標準化、広域化を推進	被保険者資格の管理
3 保険料の決定、賦課・徴収	市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定 保険料の賦課・徴収
4 保険給付	給付に必要な費用を市町村に支払い	保険給付の決定
5 保健事業	市町村への助言・支援	保健事業の実施

国民健康保険の仕組み

国民健康保険は、病気やけがをしても一定の負担で医療機関にかかれるよう、加入者で保険料を出し合い、医療費に備える制度です。市は保険料を主な財源として県へ納付金を納めることで、県から交付金をもらい、市負担分の医療費を国保連合会を通じて医療機関へ支払いしています。



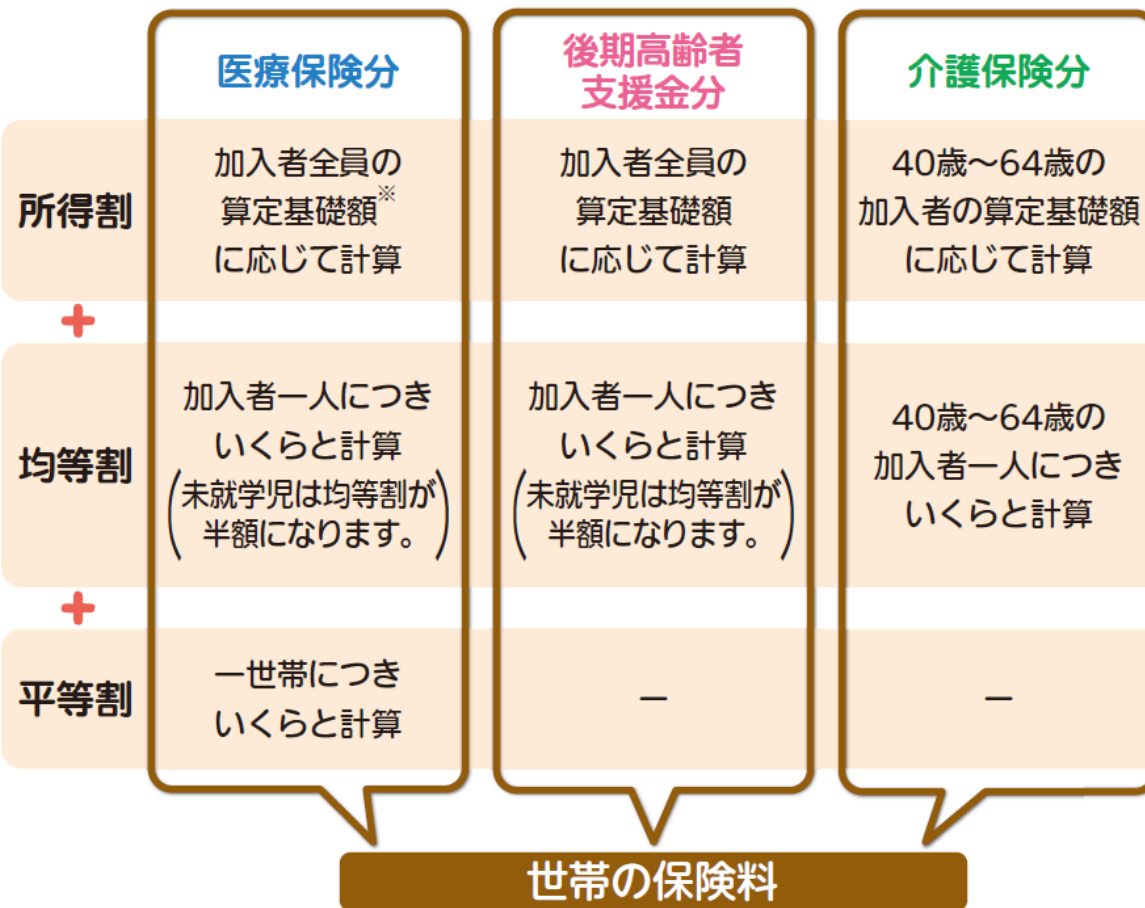
※図中の「保険証を交付する」について

令和6年12月2日以降は保険証の新規発行は廃止され、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、
お持ちでない方には資格確認書を発行しております。

保険料

国民健康保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3つに分かれており、それぞれに、世帯の加入者全員の所得に応じて計算される所得割、加入者1人につき計算される均等割があります。また、本市では、医療保険分にも、一世帯につき計算される平等割があります。

本市の令和7年度保険料率



	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	7.62%	2.62%	1.81%
均等割	21,000円	12,000円	15,000円
平等割	18,000円	—	—
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円

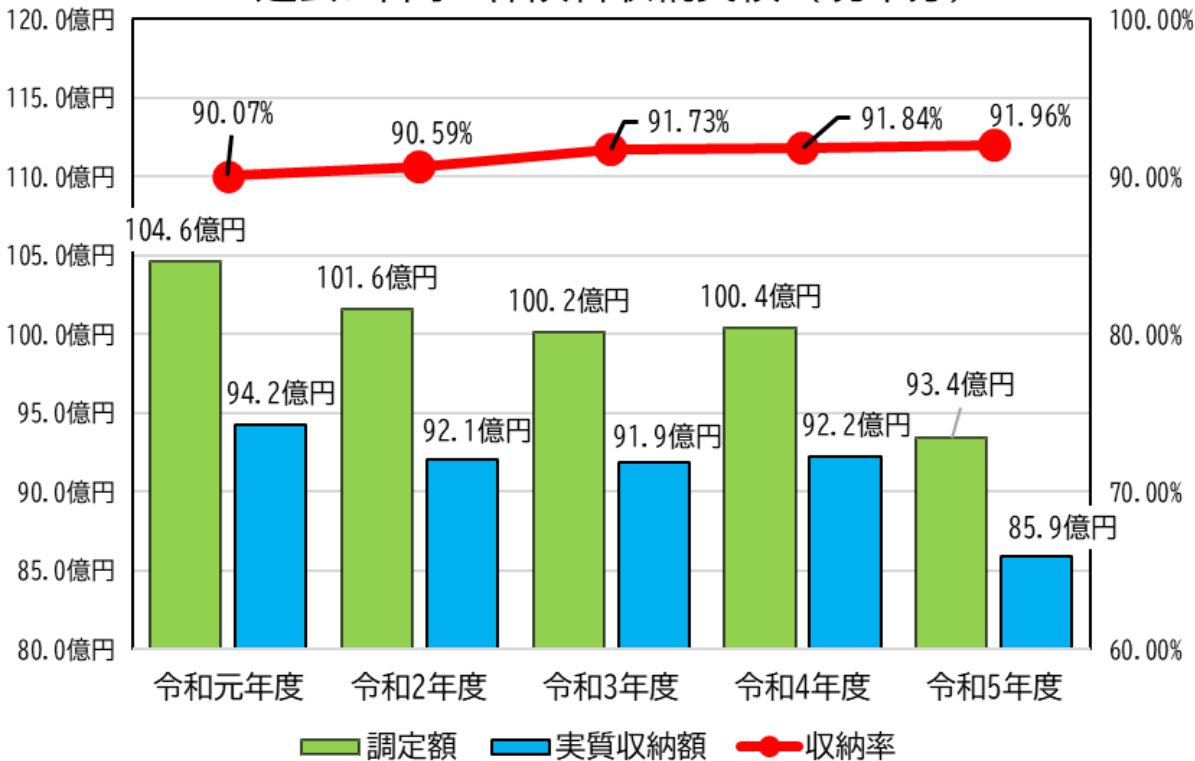
※算定基礎額＝前年の総所得金額－基礎控除43万円

保険料の収納

保険料は、県へ納付金を納める財源となるため、保険料を確実に納めていただくことは国保の財政運営上、非常に重要です。本市は、納期内納付を推進するため、口座振替を原則化しており、滞納累積を防止するため現年分の保険料徴収に重点を置き、滞納整理の早期着手に努めております。

また、令和元年度から令和5年度まで収納率は90%以上を維持しており、今年度は現年分保険料収納率、92%を目標としております。

過去5年間の保険料収納実績（現年分）



収納率向上に向けた主な取り組み

〈早期納付指導の徹底〉

- ・SMS（ショートメッセージ）を活用して、口座残高確認の注意喚起や自主納付勧奨及び納付相談休日窓口の案内をする。
- ・自動音声案内電話を活用して、支払忘れの方や督促告に反応しない未納者に対し、音声案内により納付を促す。

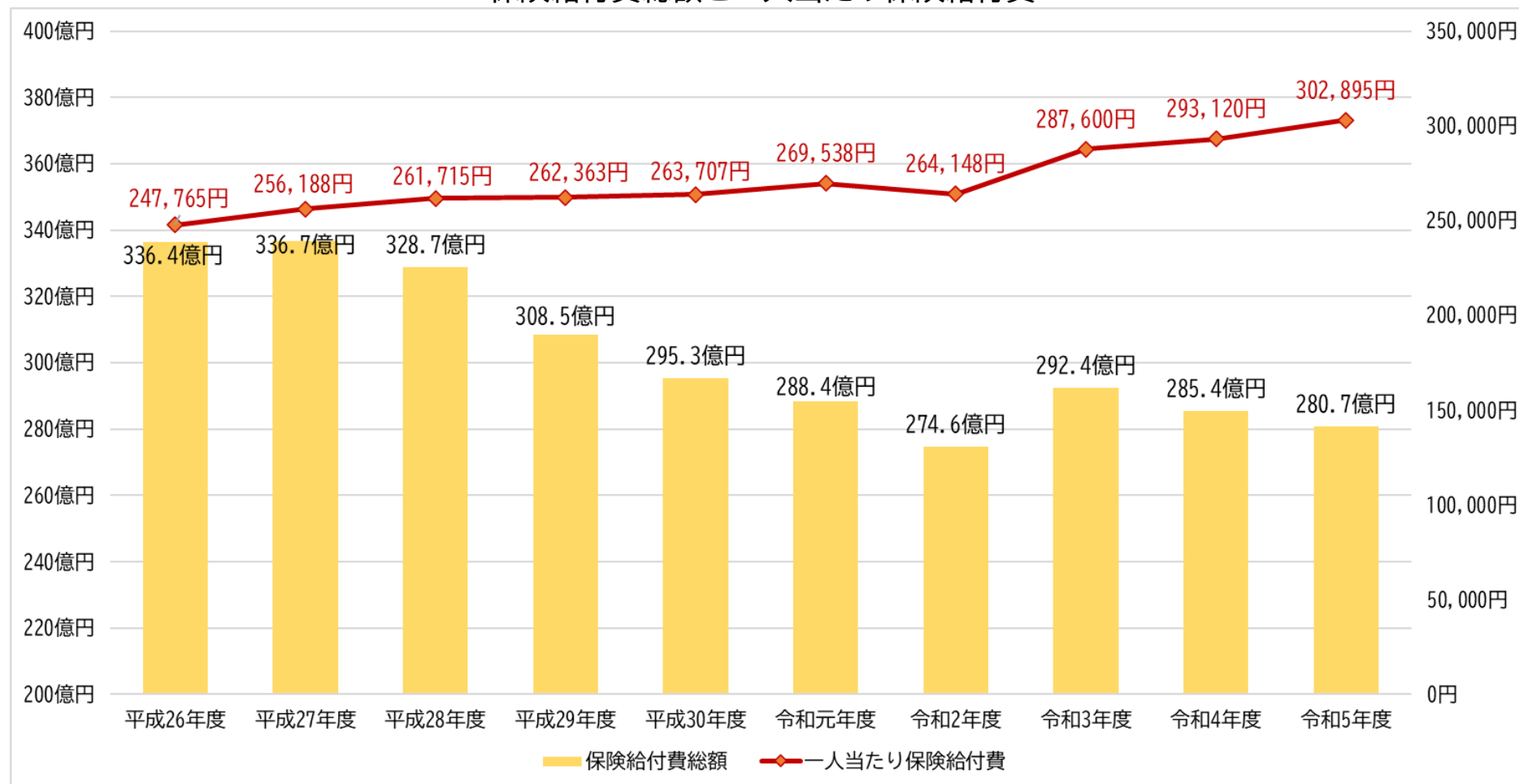
〈口座振替登録手続きの推奨を徹底〉

- ・口座振替率が高い市町村は収納率も高い傾向であるため、窓口における国保加入手続や保険料納付時に、口座振替登録の推奨を徹底し、口座振替受付端末を活用して新規口座登録件数を増やす。

給付

療養の給付	病気やけがで医療機関を受診する際、3割または2割の自己負担で医療を受けられる。
療養費	保険証等を持たずに治療を受けた場合など、医療費を一旦全額自己負担した後に、申請し、審査決定されれば自己負担分を除く額が支給される。
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担分が限度額（年齢や所得区分によって異なる）を超えたときは、申請により超えた額が支給される。
出産育児一時金	加入者が出産したとき、48.8万円、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は50万円が支給される。
葬祭費	加入者が亡くなったとき、葬儀を行った方に5万円が支給される。

保険給付費総額と一人当たり保険給付費



被保険者数減少の影響により、保険給付費の総額は減少傾向にありますが、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等により一人当たりの保険給付費は増加傾向にあります。

給付

一人当たり保険給付費が増加傾向にあることから、レセプト点検の強化や後発医薬品使用促進等の医療費適正化に向けた取り組みを進めております。

また、医療のかかり方を見直して頂けるよう、医療費抑制に向けた取り組みを行います。

医療費・医療給付の適正化に向けた主な取り組み

〈後発医薬品（ジェネリック医薬品）数量ベース平均使用率の向上〉

ジェネリック医薬品の使用について、国の目標使用率80%以上を保ちつつ、普及・促進することで医療費の伸びを抑えるため、ジェネリック医薬品差額通知を年2回送付している。

〈医療費通知〉

医療費に対する認識、理解を深めていただくため、年1回通知を行っている。

〈重複多受診者対策〉

重複した内服薬・外用薬を処方された被保険者に対して、松戸市薬剤師会と連携して通知を行い、面談指導を実施している。

〈レセプト点検の強化〉

医科・歯科・調剤におけるレセプトの1次審査・点検は、全市町村が国民健康保険団体連合会に委託し、審査・点検を実施しているが、さらなる点検体制強化のため、本市では、2次審査・点検を専門業者に委託し実施している。

〈柔道整復施術療養費の適正化〉

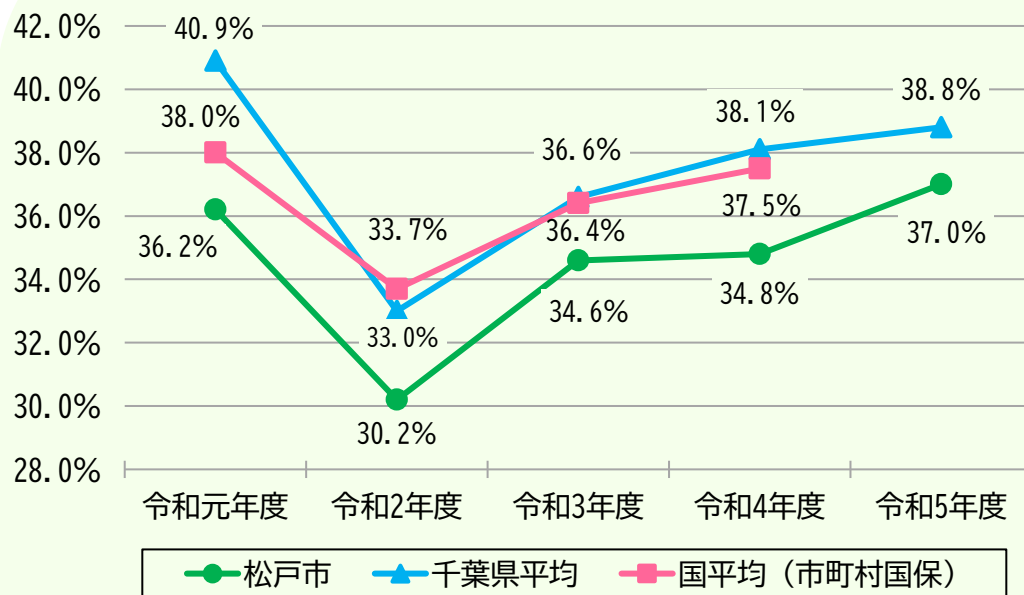
適正支給を行う観点から、申請書の全件調査を専門業者に委託して、施術内容の点検を行っている。

保健事業

国保加入者の40歳から75歳の誕生日の前日までの方は、特定健診を年に一度無料で受けられます。
また、特定健診の結果から、メタボリックシンドロームによる生活習慣病発症リスクの高い方には特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見と早期改善のための取り組みを行っています。

●特定健康診査について

特定健診受診率（法定報告値）

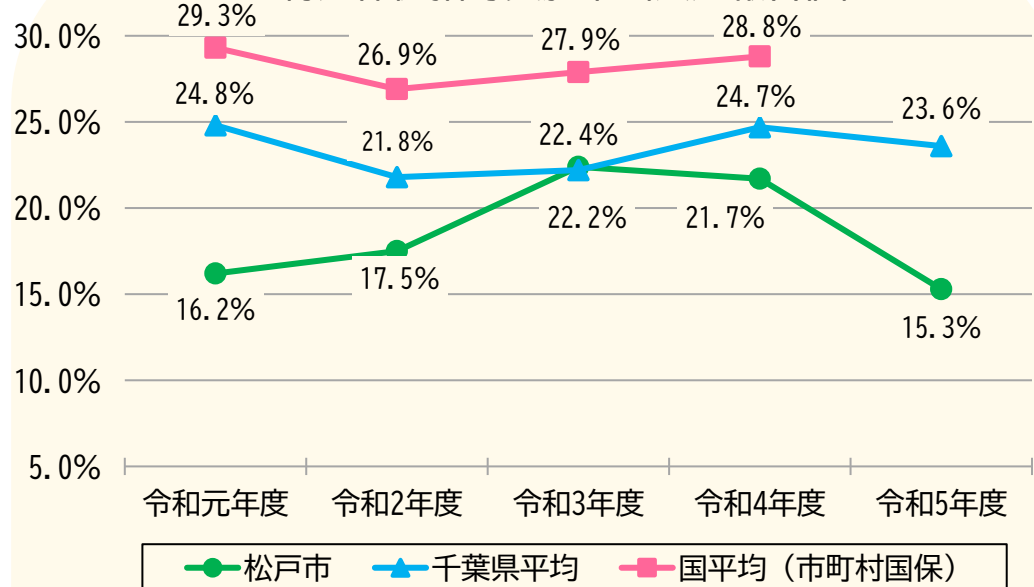


受診率向上に向けた主な取り組み

健診未受診者に対し、A I（人工知能）を活用して各自の健康意識に合わせた勧奨通知を発送するほか、携帯電話のショートメッセージによる受診勧奨、チラシ等を用いたかかりつけ医師からの受診勧奨等を実施。
今年度は受診率38.4%を目標としています。

●特定保健指導について

特定保健指導実施率（法定報告値）



実施率向上に向けた主な取り組み

専門事業者に外部委託を行い、文書・電話による効果的な利用勧奨を行うと共に、ICTを活用した面談、土日・夜間での面談等、利用しやすい環境の整備を図る。
また、集団健診会場にて特定保健指導初回面接を実施。
今年度は受診率26.4%を目標としています。

近年の主な制度改正

H30

- ・国保都道府県単位化
〔＝県に事業費納付金を支払うことで、保険給付に要する費用が普通交付金として支払われることとなった〕

R2

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う傷病手当金の創設
(令和2年4月30日施行)

R4

- ・保険料の引き上げ【後期高齢者支援金等分均等割額2,000円引き上げ】
- ・未就学児に係る均等割保険料軽減措置の施行
(未就学児の均等割額が2分の1に軽減される)

R5

- ・出産育児一時金の支給額を引き上げ【42万円→50万円】
- ・産前産後期間に係る所得割額・均等割額減額措置の施行(令和6年1月1日施行)
(申請により出産予定月の前月(多胎妊娠の場合には3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間が減額される)

R6

- ・保険料の引き上げ【一人約当たり影響額7,500円引き上げ】
- ・被保険者証の新規発行廃止(令和6年12月2日施行)

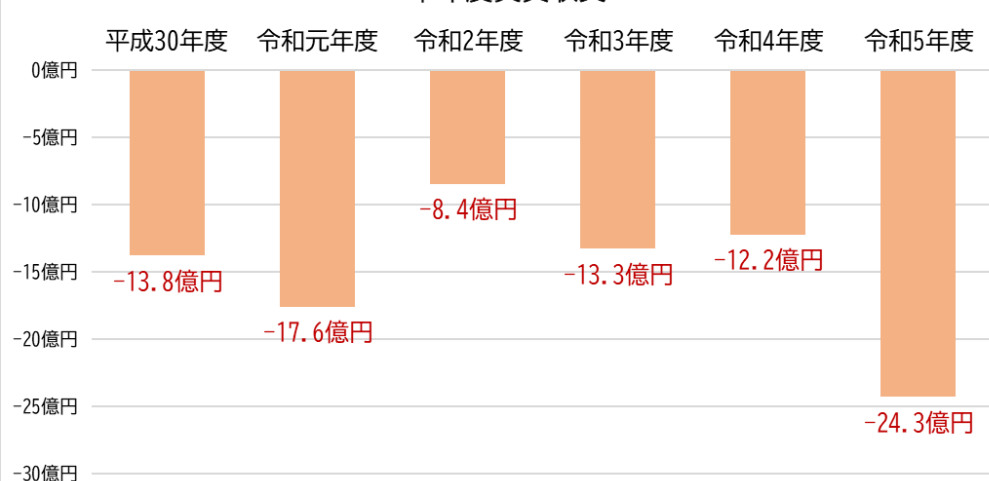
令和7年度予算

歳入科目	令和7年度当初	令和6年度当初	増減	歳出科目	令和7年度当初	令和6年度当初	増減
国民健康保険料	8,890,700	8,548,668	342,032	総務費	735,910	715,066	20,844
国・県支出金	28,216,125	29,072,443	▲ 856,318	保険給付費	27,875,056	28,654,037	▲ 778,981
繰入金	4,475,746	5,297,715	▲ 821,969	国民健康保険事業費納付金	12,806,326	13,118,254	▲ 311,928
うち(国保)財政調整基金繰入金	1,359,751	2,246,689	▲ 886,938	保健事業費	359,286	361,181	▲ 1,895
繰越金	300,000	1	299,999	基金積立金	1	1	0
諸収入	23,005	23,008	▲ 3	諸支出金	99,002	63,303	35,699
その他	5	7	▲ 2	予備費	30,000	30,000	0
歳入合計	41,905,581	42,941,842	▲ 1,036,261	歳出合計	41,905,581	42,941,842	▲ 1,036,261

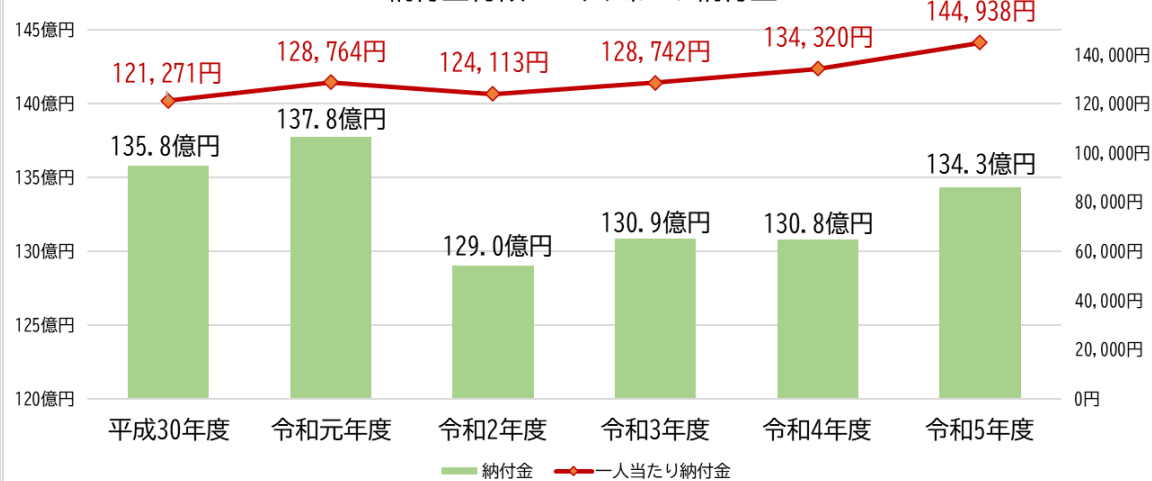
- 歳入歳出それぞれ合計419億558万1千円を計上し、前年度と比較して約10.4億円減少。
- 国民健康保険事業財政調整基金から約13.6億円（原資は一般会計からの繰入金）を補填することで予算編成。
- 保険料は約88.9億円の収入を見込み、前年度と比較して約3.4億円増加。
（被保険者数は減少しているものの、令和6年度においては予算編成時の見込みよりも被保険者数の減少が緩やかであったこと、所得の増加傾向がみられたことを踏まえ計上）

〈参考〉

単年度実質収支



納付金総額と一人当たり納付金



前年度からの繰越金や一般会計からの補填を除く、単年度実質収支は恒常的な赤字となっています。
被保険者数が減少しているものの、県へ納める納付金の負担は大きく、国保財政は厳しい状況にあります。